

豊中市文化芸術活動報奨金支給規程

1. 目的

この規程は、文化芸術分野において、全国大会等に参加するなど顕著な成果をおさめた個人またはグループ・団体に対して報奨金を支給することにより、その成果を顕彰するとともに豊中市の文化芸術の振興を図ることを目的とする。

2. 支給の対象分野

支給の対象とする分野は、文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第 8 条から第 12 条までに規定する文化芸術の分野とする。

3. 支給の対象となる全国大会等の基準

この規程による報奨金の対象となる「全国大会等」は、下記のいずれかに該当する全国または国際規模の大会をいう。

- (1) 国または地方公共団体が主催または共催もしくは後援する大会
- (2) 新聞社等が主催または共催もしくは後援するもので、営利目的ではなく、広く一般に公募される大会
- (3) 前 2 項に準じると都市活力部長が認めた大会

4. 支給の対象者

報奨金の対象者は、全国大会等に出場し、または出品する、次のいずれかに該当する個人またはグループ・団体とする。ただし、予選大会等の選抜・選考を経ることなく全国大会等に出場し、または出品した場合は、入賞またはこれと同等の成績をおさめた者に限る。

(対象となる個人)

- (1) 市内に在住、在勤、または在学の個人
- (2) 全国大会等に出場し、または出品する当事者により構成されたグループの構成員で、市内在住の個人
- (3) その他、都市活力部長が特に認めた個人

(対象となるグループ・団体)

- (1) 豊中市に所在地を有する事業所または学校の所属クラブ（これに類するものを含む。）及びそれに属するグループであって、全国大会等に出場し、または出品するもの。
- (2) 豊中市を主たる活動場所とし、その構成員の 2 分の 1 以上が市内在住者であるグループであって、全国大会等に出場し、または出品するもの。
- (3) その他、都市活力部長が特に認めたグループ。

5. 支給額

別表に定めるとおりとする。

6. 支給の方法

- (1) 必要な要件を満たし、申込みのあった者に支給する。ただし、「豊中市国際および全国スポーツ大会参加者に対する報奨金支給規程」との重複申込みはできない。
- (2) 同一の出場または出品について、申込みは1回に限る。
- (3) 同一の個人またはグループ・団体に対する報奨金の支給は、全国大会等について、年度内1回のみとする。
- (4) 支給対象者がグループ・団体である場合には、グループ・団体の総体に対して支給する。ただし、当該グループ・団体の構成員が10名以下である場合には各構成員に対して支給することができる。
- (5) (4)のただし書きについては、支給対象者の意思による。

7. 申込み方法・時期・期限

所定の報奨金支給申込書に必要書類を添えて、市長へ申し込む。

なお、申込みは、選抜・選考を経て全国大会等に出場し、または出品した場合にあっては、当該全国大会等の実施日の60日前から終了後180日まで、選抜・選考を経ることなく全国大会等に出場し、または出品した場合にあっては、成績判明後180日までできるものとする。

8. その他

前各項目に定めるもののほか、必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年（2018年）9月1日から実施する。
- 2 この規程は、平成30年（2018年）4月1日以降に実施された全国大会等から適用する。
- 3 この規定は、令和2年（2020年）4月1日から実施する。
- 4 この規定は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。
- 5 この規定は、令和4年（2022年）4月1日から実施する。

〈別表〉

個人	10,000円
グループ・団体	1人当たり10,000円 (上限額100,000円)